

宮城県登米郡<sup>とめくんはさまちょう</sup>迫町・同郡登米町<sup>とよままち</sup>・同郡東和町<sup>とうわちょう</sup>・同郡中田町<sup>なかだちょう</sup>・同郡豊里町<sup>とよさとちょう</sup>・  
同郡米山町<sup>よねやまちょう</sup>・同郡石越町<sup>いしこしまち</sup>・同郡南方町<sup>みなみかたまち</sup>・本吉郡津山町<sup>もとよしぐんつやまちょう</sup>の合併

【新市の概要】

1 新市名

登米市<sup>とめし</sup>

2 合併の方式

迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町、津山町を廃し、その区域をもって新しい自治体を設置する新設合併（対等合併）とする。

3 廃置分合予定

平成17年4月1日

4 新市の人口、面積

市町村名	住基人口（人） （H16.3.31）	国調人口（人） （H12）	面積（k㎡） （H14 国土地理院）	人口密度 （人/k㎡）
迫町	22,531	23,040	70.27	327.9
登米町	5,958	6,024	45.67	131.9
東和町	8,474	8,718	140.90	61.9
中田町	16,998	17,035	62.23	273.7
豊里町	7,397	7,480	32.85	227.7
米山町	11,139	11,170	51.19	218.2
石越町	6,130	6,438	24.87	258.9
南方町	9,447	9,484	40.26	235.6
津山町	4,243	4,380	68.14	64.3
登米市	92,317	93,769	536.38	174.8

5 合併の特徴

(1) 事務所の位置

新市の事務所の位置は、当分の間、現在の迫町役場の位置（登米郡迫町佐沼字中江2丁目6番地の1）とする。

(2) 議会議員の取り扱い

議会議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第1項の規定（定数特例）を適用し、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、48人とする。

### (3) 農業委員会の取り扱い

9町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し、選挙区を設けることとするが、選挙区の設定及び選挙による委員の定数については、新市において調整する。

### (4) 地方税の取り扱い

地方税について、9町に相違がないものは、現行のとおりとする。9町で相違のあるものについては、次のとおりとする。

入湯税については、迫町の例による。

鉱産税については、合併時に統一する。

水利地益税については、現行のまま（津山町のみ課税）新市に引き継ぐ。

納期については、

- ・ 個人市民税の普通徴収の納期は、下記のとおりとする。

第1期 6月17日から 6月30日まで（迫町の例）

第2期 8月 1日から 8月31日まで（迫町、中田町、米山町、南方町、津山町の例）

第3期 10月 1日から 10月31日まで（迫町、中田町、米山町、南方町、津山町の例）

第4期 12月 1日から 12月28日まで

- ・ 固定資産税の納期は、下記のとおりとする。

第1期 5月17日から 5月31日まで（迫町の例）

第2期 7月 1日から 7月31日まで（迫町、中田町、米山町、石越町、南方町、津山町の例）

第3期 9月 1日から 9月30日まで（迫町、米山町、石越町の例）

第4期 11月 1日から 11月30日まで（米山町、石越町の例）

### (5) 地域審議会

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、新市において設置する。

## 6 合併の経緯

H14. 6.10	「登米地域合併研究会」設置
H14. 9.17	合併重点支援地域に指定
H14.12. 6	「登米地域合併研究会」解散 「登米地域合併推進協議会（任意協議会）」設置
H15. 3. 3	登米郡8町の合併協議に津山町が参加表明
H15. 3.24	9町議会において登米地域合併協議会設置議案を可決 宮城県合併重点支援地域に津山町が追加指定
H15. 3.31	「登米地域合併推進協議会」解散
H15. 4. 1	「登米地域合併協議会（法定協議会）」設置
H15.12.11	第12回協議会において、新市の名称が「登米市」に決定
H16. 1~H16. 2	登米地域9町で住民説明会を開催
H16. 4. 9	第18回協議会において、「合併の期日」を平成17年4月1日とすることを承認

H16. 6. 7	第 21 回協議会において、「登米市建設計画」を承認 合併協定項目を承認
H16. 6.19	合併協定調印式
H16. 6.24	9 町の各議会で廃置分合申請議案及び議会の議員の定数を定める議案を可決 登米町議会で財産処分に関する議案を否決 米山町議会で議会の議員の定数の経過措置及び地域審議会の設置に関する議案を否決 南方町議会で議会の議員の定数の経過措置に関する議案を否決
H16. 7. 5	南方町の議会で議会の議員の定数の経過措置に関する議案を可決
H16. 7. 8	登米町の議会で財産処分に関する議案を可決
H16. 7. 9	米山町の議会で議会の議員の定数の経過措置及び地域審議会の設置に関する議案を可決
H16. 7.16	宮城県知事へ廃置分合申請書を提出
H16.10.13	廃置分合に係る宮城県議会の議決
H16.10.13	宮城県知事による廃置分合の決定
H16.11.10	官報告示

## 7 議員の定数について

議 員 定 数	定 数 特 例		
現在の各町の定数	迫 町	2 2 人	1 5 4 人
	登米町	1 6 人	
	東和町	1 6 人	
	中田町	2 0 人	
	豊里町	1 6 人	
	米山町	1 8 人	
	石越町	1 6 人	
	南方町	1 6 人	
	津山町	1 4 人	
特例中の定数 ( 新市の設置後最初に行なわれる選挙につき、公職選挙法第 1 5 条第 6 項及び公職選挙法施行令第 9 条の規定を適用し、9 つの区域に選挙区を設ける )	迫 町	9 人	4 8 人
	登米町	4 人	
	東和町	5 人	
	中田町	8 人	
	豊里町	4 人	
	米山町	6 人	
	石越町	4 人	
	南方町	5 人	
津山町	3 人		
特例期間後の条例定数	3 0 人		